

議第14号議案

国民健康保険被保険者の大幅負担増につながる埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月21日提出

提出者	新座市議会議員	嶋田	好枝
賛成者	//	笠原	進
	//	高邑	朋矢
	//	石島	陽子
	//	黒田	実樹
	//	小野	大輔
	//	小野	由美子

提 案 理 由

国民健康保険被保険者の大幅負担増につながる埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）の撤回を求めるため、この案を提出する。

国民健康保険被保険者の大幅負担増につながる埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）の撤回を求める意見書

埼玉県は、令和6年度から令和11年度までの埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）を策定した。運営方針には、令和9年度の保険税水準の統一を目指し、令和8年度までに市町村一般会計からの国保会計への繰入＝法定外繰入金を全廃すると明記されている。

これまで市町村は、県から示される標準保険税率に対して、法定外繰入を行うことによって、被保険者の負担軽減を図ってきた。法定外繰入が全廃されるなら、保険税が大幅に引き上がることは必至である。現に平成29年度から令和3年度までの5年間で、市町村法定外繰入総額は約219億円から96億円に引き下げられた影響で、27自治体の国保所得割、30自治体の国保均等割が引上げとなった。

埼玉県社会保障推進協議会によると、県内市町村における所得200万円・子ども2人の4人世帯の標準世帯の平均保険税は、年30万4,792円に上っており、他の保険制度に比較しても国保税のこれ以上の負担は限界にきている。

また、法定外繰入が認められなければ、市町村が国の制度に上乗せで行っている多子世帯の子どもの均等割減免などが後退していくことも必至である。子どもの均等割減免の後退は、国や県が進める子育て支援策にも逆行する。

国保財政悪化の要因は、第2期の国保運営方針が分析しているとおり、給付費の増大に比べ、公費負担増が図られなかったことが主因である。国保法に規定されるように、国保制度は国民が等しく医療を受けられる権利を保障する社会保障制度である。国保制度の維持・発展のために、国・県・市町村それぞれが財政支援強化を図るのが当然である。

よって、埼玉県においては、国保被保険者の大幅負担増につながる埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

埼玉県新座市議会

埼玉県知事 様